

安全を確保するためにドライバーがやってきたこと（検討過程で洗い出された項目）

区分1	区分2	項目	小項目
1. 運転するための前提条件		自動車保険に加入したり、応急救護処置に必要な知識を身に付けたり、救急用具を車に備え付けたりするなど平素から十分な用意しておく	
		自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておく	
		運転しようとする自動車に応じた運転免許証を持っている	
		有効な自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書または責任共済証明書を自動車に備えている	
2. 安全運転のための車両とドライバーの状態管理	①車両の管理	連結車(トラクタートレーラー)の連結時、確実に連結されたことの確認。	
		各装置の作動確認(ETC、ADAS、アイドルストップ、走行モード)	
		HLビーム位置の確認	
		視認用カメラ作動の確認(RR、FRONT、SIDE)	
		始業点検項目 二輪だと『ネオンシャチエクトバシメ』	
		車両の日常点検、整備、出発前の始業点検	
		車両の始業点検(運行前点検)。燃料、灯火器類、エンジンルーム内の異常ないことを確認。	
		車の異常把握(音、振動等)	
	②ドライバーの管理	スイッチ操作(灯火器、ワイパ)	
		日常点検を行う	
		発煙筒、赤ランプなどの非常信号用具、高速道路を通行するときは停止表示器材を備える	
		定期点検を行う	
		高速道路を通行する場合は、車を点検し、積荷の状態を調べ、停止表示器材を用意し、無理のない運転計画を立て、道路や交通の状況を確認する	高速道路
		ドライバーの体調に合わせた運転。	
		体調を整える	
		酒気を帯びた状態などで運転をしない	
3. 運転準備		ドライバーの体格に合わせたシート位置、ミラー調整等。	
		運行前点検の実施と法規を守る運転。	
		駐車後、車両下部への子供の潜り込みが無い事の目視確認。	
		外部視界の確保(室内ミラー合わせ、サイドミラー合わせ、各ウインドウの洗浄、ワイパー状態、サングラス準備)	
		乗車姿勢のセット(ハンドル位置調整、シート位置調整)	
		安全装置の有効化(シートベルト位置調整、ヘッドレスト位置調整)	
		HMIの確認(メータ配色、明るさ、表示内容、HUD表示位置、NAVI音量)	
		発進前の車両周囲の安全確認。人や障害物がないことを確認する。	
		直射日光避け(シェイド操作、サングラス着用等)	
		座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしない	
		定められた乗車定員や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしない	
		運転者は、人が転落したり、荷物が転落、飛散したりしないようにドアを確実に閉め、ロープやシートを使って荷物を確実に積む	
		ドアを開けるときや、車から降りるときには、運転者は後方の安全を確認する。また、ドアをロックし、同乗者がドアを不用意に開けたりしないように注意する。	
		シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させる	
		シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させる。特に、幼児を自動車で乗せるときは、その幼児に発育の程度に応じた形状のチャイルドシートを使用させる。	
		車に乗る前に、車の前後に人がいないか、車の下に子供がいないかを確認する	
		方向指示器などによつて発進の合図をし、もう一度バックミラーなどで前後左右の安全を確かめてから発進する	
		バックで発進することは危険なため、車庫などに入れるときは、あらかじめ発進しやすいようにバックで入れておく	
		旅客自動車の事業者は、ガソリン、灯油、塩酸などで危険な状態のものを持っている者を乗車させない	旅客自動車
		4. 運転計画	
大型車の場合、車両の重さ、高さ、幅、長さ、危険物搭載等による事前の走行ルート確認。			
目的地までの経路の安全確認(災害、規制)			
次の分岐・合流・流出の選択(標識、首都高速等)			
チェーン規制の認識			
渋滞情報の把握			
ラウンドアバウトの把握			
目的地までの経路を決め、危険箇所を認識する			
走行ルートに沿って、交通法規・暗黙のルールを守って運転を計画する			
自分の運転技能と車の性能に合った運転計画を立てる			

区分1	区分2	項目	小項目
5. 運転中	①法規を守る	ドライバー自身の運転技量に応じた運転。(巡航速度、ハンドル操作等)	
		飲酒運転禁止。(ただし、自動運転時は許容となると考えて良いのか。)	
		同乗者を含めたシートベルトの着用。	
		交通法規を遵守する	
		大型車の場合、トンネル侵入前に制限高さの目視確認。	
		自動車の運転(安全確認、運転操作、交通協調、保冷遵守・)	
		一時停止、一方通行など交通法規を守って、安全に走行する。	
		横断歩行者を認知して、歩行者の手前で車両を停止させる。	
		安全に踏切を通過する。(一時停止、安全確認、前方のスペースを確認して発進)	
		法規を遵守する。標識・標示の理解。信号の遵守。	
		センターライン変更の認識(リバーシブルレーン)	
		制限速度の変更(電光表示:降雨、積雪等)	
		緊急車両回避	
		交通規則を守る	
		信号、標識・標示に従う	
		警察官などの指示に従う	
		自動車の通行するところを守る	
		歩行者、身体の不自由な人、こども、高齢者、自転車、初心運転者を保護する	
		安全な速度で走る	
		徐行の標識があるところ、左右の見通しがきかない交差点などでは徐行する	
		進路変更、転回、後退などをするとき、あらかじめバックミラーなどで安全を確かめてから合図をする	
		みだりに進路を変更しない	
		歩行者の通行やほかの車などの正常な通行を妨げるおそれがあるときは、横断、転回、後退、横断などをしない	
		禁止されている場所、危険な追越しをしない	
		禁止されている場所では駐車、停車しない	
		踏切を通過しようとするときは、その直前で一時停止をし、窓を開けるなどして自分の目と耳で左右の安全を確かめる	
		夜間、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯などをつける	
		本線車道へ入ろうとする場合、加速車線を通行して、十分加速する	高速道路
		最高速度を超えたり、最低速度に達しない速度で運転してはいけない	高速道路
	車両通行帯のやや左寄りを通行する	高速道路	
	やむを得ない場合のほかは、駐車や停車をしない	高速道路	
	出口に近づいたときは、あらかじめ出口に接続する車両通行帯を通行する	高速道路	
	②危険を予測しながら安全な走行操作	周囲の歩行者や二輪車、自動車の動きを予測した運転。	
		天候に合わせた運転。(雨天・積雪等)	
		対向直進車の信号無視による交差点進入の可能性に注意して走行	信号交差点右折
		対向直進車の通過・停止を確認して右折を開始	信号交差点右折
		右折先横断歩道に歩行者がいないことを確認して右折を開始	信号交差点右折
		右折途中で対向車の交差点進入・横断歩道の歩行者に気付いた場合、衝突回避行動をとる	信号交差点右折
		周囲環境(前方車両・歩行者、道路状況、周囲の障害物など)を監視する。	
		周囲環境から危険を検出する。	
		周囲環境の予測と目指す進路を考慮して、危険を予知し安全方策を考える。	
		危険の重大性、TTCなどの切迫度に応じて、危険回避行動を考える。	
		危険回避行動策を、最新の周囲環境に照らし合わせて有効性・実現性を考える。	
		決定した回避行動操作(加減速、操舵)を行う。	
		危険を予防(安全を確保)するために、加減速操作によって車速を調整する。	
		危険を予防(安全を確保)するために、加減速操作によって車間や障害物との距離を調整する。	
		危険を予防(安全を確保)するために、操舵操作によって車線内の走行を維持する。	
危険を予防(安全を確保)するために、操舵操作によって車両や障害物との位置を調整する。			
危険を予防(安全を確保)するために、適切な走行レーンを選択、移動する。			
自車両の挙動を監視する。			
(例)走行時に前後左右のスペースを確保した位置取り	潜在的危険を予測した運転		
(例)前方・側方車(指示器無し)の挙動から車線変更等を予測し減速または車線変更	潜在的危険を予測した運転		
(例)見通し悪い交差点等の通過時に車線右寄り走行	潜在的危険を予測した運転		
(例)走行する二輪車から距離を取る、または車線変更	潜在的危険を予測した運転		
(例)路駐車、自転車、人等から距離を取り車線右寄り走行(場合により区画線オーバー)	潜在的危険を予測した運転		

区分1	区分2	項目	小項目
5. 運転中	②危険を予測しながら安全な走行操作	(例)右左折時に人、自転車等の飛び出し予測、徐行	潜在的危険を予測した運転
		(例)赤→青 信号変化直後の信号無視車両等の監視、予測	潜在的危険を予測した運転
		周囲の状況に応じた危険回避予測に基づく行動（挙動不審な車から離れる、歩行者がはみ出すことを予測して距離を保つ等）	
		走行中の周囲障害物（車、二輪車、人ほか）の目視確認。	
		前方車両を追い抜くために安全確認した上で対向車線へのはみだしや路側帯へのはみ出し走行。	
		大型車等の交差点右左折時の大回り。	
		交差点左折時の一旦停止（大手運送会社）	
		大型車が右折時、左リヤオーバーハングのはみだしをドライバーが配慮。	
		大型車が右折レーンで右折待ち時、直進レーン走行の大型車との接触を避ける為、ミラーたたむ。	
		大型車の場合、荷台の箱が街路樹やトンネルの天井に接触しないように道路中央寄りを走行。	
		周囲環境の音をドライバーが確認しながら運転。	
		危険運転車両がいた場合には近づかない。	
		予知予測運転（前方向）	
		運転に集中する（電話に出ない、TV見ない、SNSしない）	
		ブラインドスポットの目視確認	
		ローカルルールの把握（後方車両が止まりそうにないときは黄信号でもとまらない。片側二車線でも走行車線からいきなりUターン）	
		走行環境に応じた安全速度で走行。（法定速度、道路の広さ、視界の状況、カーブ直前など）	
		安全な走行位置、走行軌跡を走行。（レーン内走行、キープレフトなど）	
		前方車両と安全な車間距離を保持して走行する。	
		信号に従って交差点を通行する。右左折先の安全や対向車、左後方の安全を確認して右左折する。	
		周囲の安全を確認して、走行車線に合流する。また、車線変更（進路変更）する。	
		障害物や低速車両がある場合に、周囲の安全を確認して、障害物を回避（追い越し）する。	
		合流車両がある場合、速度を緩めて、前に安全なスペースをつくって車両を入れてあげる。	
		危険な動きをする車両には近づかない。	
		2台以上前の車の状況（ブレーキランプ点灯、渋滞末尾の認識等）	
		工事による車線規制の開始（標識、三角コーン等）	
		路肩駐車車両・故障車の把握	
		歩行者の飛び出し予測（ボールが転がった後に子供、等、教習所で教育ある例を筆頭に）	
		ブラインドからの歩行者予測（停車したバスの追い越し時等）	
		先行車の危険察知と車間距離調整（先行車の居眠りや酒酔い等、異常挙動車判断）	
		歩行者・自転車回避（ぐらつきそうな自転車を普段より大回りで回避、等）	
		周囲の環境を観察し、交通環境を把握する	
		標識、看板、ナビゲーションなどで自車位置を特定する	
		周囲の環境、自車位置などから危険（リスク）を予測する	
		危険（リスク）が最小になる運転を計画する	
		重大な危険に対して、速やかに回避操作（急制動、急ハンドル）を行う	
		停止距離を考えて、安全に停止できる速度で走行し、安全な車間距離をとる	
		ブレーキは上手にかける（最初はできるだけ軽く踏み込む、数回に分ける、やむを得ない場合のほかに急ブレーキをかけない）	
		交差点内を通行するときは、交差点の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行する	
		上り坂の頂上付近は徐行、下り坂ではエンジンブレーキを活用など	
曲がり角やカーブに近づくときは、その手前の直線部分で十分スピードを落とす			
屋間より速度を落として慎重に運転する			
雨の日は、晴れの日よりも速度を落とし、車間距離を十分とって慎重に運転する			
雪道や凍り付いた道は、タイヤすべり止め装置を着けるか、雪路用タイヤを着けたうえで、速度を十分落とし、車間距離を十分取って運転する			
霧灯、前照灯を早めにつける。危険を防止するため、必要に応じ警音器を使う			

区分1	区分2	項目	小項目
5. 運転中	③交通流をみださないよう走行	隣車線に後続車がいる可能性に対し、(時間をかけて)よく確認し、車線変更開始を判断する	車線変更・割り込み
		後方・後側方に車がないかよく(複数回)確認する	車線変更・割り込み
		加速接近する車・死角にいる車に注意する	車線変更・割り込み
		前方の車への注意を怠らない	車線変更・割り込み
		周囲の走行速度に合わせる(特に高速道路)	緊急車両への対応
		交通流を円滑に維持するための行動(駐車車両の追い越しのために車線をまたぐ等を含む)	
	④周辺の交通参加者とのコミュニケーション	高速道路の合流レーンでのオーバースピード。	
		交通流を乱さないように運転を計画する	
		何もしない、アイコンタクト、挙手、会釈、言葉(ありがとう)、パッシング、ハザード、ホーン、ウインカーなどの意思疎通	
		危険を予防(安全を確保)するために、警音器などで合図する。	
		(例)合流時の非言語的コミュニケーション(手、会釈、等)	非言語的コミュニケーション
		(例)信号無し交差点等での優先調停(手、会釈、パッシング、等)	非言語的コミュニケーション
		お互いの意図が分かるようコミュニケーションする(灯火器類や警笛の作動、ジェスチャー等)	
		他の交通参加者とのアイコンタクトやパッシングによるゆずり合い。	
		渋滞時に交互に合流(ゆずり合い)。ドライバによるジェスチャー。	
		高速道路での渋滞発生時にハザードランプ点灯。	
		歩行者に対するドライバのジェスチャー。	
		他車・歩行者への合図(ハザード、パッシング、ジェスチャー)	
		他の交通参加者とのコミュニケーション。(流入、車線変更、譲る等々)	
		ゆずりあいの妥当な判断	
	⑤周辺交通参加者への	アイコンタクト	
		後続車への停車予告(ボンピングブレーキ)	
		交差点通過予告(視界の悪い交差点通過前のパッシング)	
	⑥同乗者の安全配慮(子供や高齢者、病人などを乗せている場合の運転操作など)	周囲への注意喚起としてクラクションを鳴らす(確認不足車両、山間部等)	
		ハザード、アイコンタクトなどで、自車の意思を周囲に知らせる	
		(夜間)合流への合意として前照灯を減光する	
		周囲の交通参加者に脅威にならないようスムーズに運転操作を行う	
	同乗者の安全配慮。 (子供や高齢者、病人等を乗せている場合の運転操作等)		
	バスの場合、乗客の転倒事故に配慮した運転。		
	旅客自動車(バス、タクシー、ハイヤー)や代行運転自動車の運転者は、常に旅客など利用客の安全を考え、ほかの車や歩行者が危険な行動に出ても交通事故を避けることができるよう慎重に運転する。また、利用客にショックを与えないよう急ブレーキや急発進を避けるとともに、悪路で揺れるような場合などには、事前に利用客に声を掛け注意を促す。	旅客自動車	
6. 緊急事態対応	危険回避後の二次的な危険に対して対応する。		
	警備員や一般人の誘導による一時的な交通ルール無視。		
	事故時の乗員保護(周囲への報知、安全な場所への移動)		
	事故時の負傷者の救護、通報連絡(119)		
	交通事故や、故障で困っている人を見たら、連絡や救護に当たるなど、お互いに協力しあう		
	踏切で動かなくなったときは、一刻も早く列車の運転士などに知らせるとともに、車を踏切の外に移動させる		
	ぬかるみなどで車輪が空回りするときは、古毛布、砂利などがあれば、それを滑り止めに使う		
	下り坂などでブレーキが効かなくなったときは、手早く減速チェンジをし、ハンドブレーキを引く。それでも停止しないようときは、山側のみぞに車輪を落としたり、ガードレールに車体をすり寄せたり、道路わきの砂利などに突っ込んだりして止める		
	対向車と正面衝突のおそれが生じたときは、警音器とブレーキを同時に使い、できる限り左側によける。衝突の寸前まであきらめないで、少しでもブレーキとハンドルでかわすようにする。もし道路外が危険な場所でないときは、道路外に出ることをためらってははいけない。		
	事故が起きたときは、応急救護処置や遺留品の保管など負傷者の保護に当たる	旅客自動車	

区分1	区分2	項目	小項目
6. 緊急事態対応		<p>交通事故が起きたときは、運転者や乗務員は次のような措置を採る。</p> <p>(1) 事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所(路肩、空地など)に車を止め、エンジンを切る。</p> <p>(2) 負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、ガーゼや清潔なハンカチなどで止血するなど、可能な応急救護処置を行う。この場合、むやみに負傷者を動かさないようにする。ただし、後続事故のおそれがある場合は、早く負傷者を救出して安全な場所に移動させる。</p> <p>(3) 事故が発生した場所、負傷者数や負傷の程度、物の損壊の程度、事故にあった車の積載物などを警察官に報告し、指示を受ける。</p>	
		<p>1 車が故障したときや、燃料、冷却水などが切れたときは、他の交通の妨げにならない場所に駐車し、速やかに修理又は補給の措置を採りましょう。高速道路でやむを得ず駐車する場合には、他の車の走行の妨害にならないよう路肩又は路側帯に車を駐車させなければなりません。</p> <p>2 夜間やむを得ず一般道路で駐車する場合には、非常点滅表示灯などをつけるか、停止表示器材を置くなど、他の車に停止していることが分かるようにしなければなりません。昼間、一般道路で駐車する場合にも、停止表示器材を置いたり、トランクをあけたりして駐車していることを表示するようにしましょう。</p> <p>3 高速道路でやむを得ず駐車する場合には、時間帯に応じて、昼間用又は夜間用の停止表示器材を車の後方に置かなければなりません(歩行が困難で自動車の後方の路上に停止表示器材を置くことができない場合には、停止表示灯については自動車の側方の路上などの後方から見やすい場所に置くこともできます。)。夜間の場合、非常点滅表示灯、駐車灯又は尾灯を併せてつけなければなりません。停止表示器材を置くときには、発炎筒を使つて合図をするなど後続車に十分注意しましょう。</p> <p>4 道路に故障車両を放置することは、追突事故などの原因となり非常に危険です。停止表示器材を置くなど、一次措置を終えたとすぐに、近くの電話などでJAF(日本自動車連盟)や修理業者などの車を呼んで、速やかに道路外へ移動させるようにしましょう。やむを得ず一般車両でけん引するときは、けん引する車と故障車の間に安全な間隔(5メートル以内)を保ちながら丈夫なロープなどで確実につなぎ、ロープに白い布(30センチメートル平方以上)を付けなければなりません。</p>	
		災害などのときは、状況に応じた所定の措置を取る	
7. その他		トロッコ問題を検討に含めるか	
		周りの歩行者や車の動きに注意し、相手の立場について思いやりの気持ちを持って通行する	
		沿道で生活している人々に対して、不愉快な騒音などの迷惑を掛けないように配慮する	
		道路に物を投げ捨てたり、勝手に物を置いたり、その他周りの人の通行の妨害や迷惑になるようなことをしない	
		車からたばこの吸い殻、紙くず、空きかんなどを投げ捨てたり、体や物を外に出したりしない	

ドライバーの役割 区分表			
	ドライバーの役割	具体例	
1	運転するための前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得 ・保険加入など 	
2	安全運転のための車両とドライバーの状態管理	①車両の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・整備 ・走行中の車両の異常把握など
		②ドライバーの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理など
3	運転準備	<ul style="list-style-type: none"> ・シート、ミラー調整、シートベルト着用、曇り除去 ・チャイルドシート使用、積載物固定など ・安全な経路選択、出発時間調整など 	
4	運転計画		
5	運転中	①法規を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・信号、標識に従う、警察官の交通整理に従う ・走行方法、駐車・停車 ・速度、車間距離 ・緊急車両の優先 ・高さや重量制限など
		②危険を予測しながら安全な走行操作	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視、危険予測、判断、操作(周辺環境、天候、自分の技量なども考慮) ・灯火、ワイパー、デフロスターのON-OFFなど ・危険な車両に近づかないなど ・危険回避のため一時的に法規をやぶることもあり
		③交通流をみださないよう走行	<ul style="list-style-type: none"> ・流れに合う速度、スムーズな発進停止など ・駐車車両をよけるため車線をまたぐなど
		④周辺の交通参加者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・合図、身振り、アイコンタクト、車両挙動、ボンピングブレーキなど
		⑤周辺交通参加者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・泥はね防止、ヘッドライトの制御(まぶしさ防止)など
		⑥同乗者の安全配慮(子供や高齢者、病人などを乗せている場合の運転操作など)	
6	緊急事態対応	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故時の措置:車両の移動、負傷者の救護、警察などへの報告 ・故障時の措置:車両の移動、ハザード点滅、停止表示器材設置、修理業者への連絡 ・車両の停車、移動など 	
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの歩行者や車の動きに注意して相手の立場について思いやりの気持ちを持って通行。 ・沿道で生活している人々に対して、不愉快な騒音などの迷惑を掛けないように配慮。 ・トロッコ問題(検討に含めるか?) 	

安全を確保するためにドライバーがやってきたこと
(レベル5を想定した際の考え方)

区分1	区分2	区分3	通番	項目 (Lv.1,2)	小項目	システム(LV.5)の場合 誰、何がやるか？	考え方等	ASVで要検討	理念・考え方へ 織り込む内容
1			1	自動車保険に加入したり、応急救護処置に必要な知識を身に付けたり、救急用具を車に備え付けたりするなど平素から十分な用意をしておく		所有者 運行を管理する者	通常の車両(自動運転車でないもの)と同様 応急処置に必要な知識については、搭乗者に義務化するのには困難なので必須ではないのでは。	-	-
			2	自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておく			自動車の特性は、自動運転システムに織り込んでおくべき内容	○	車両特性にあった制御をする？ 車両特性の限界を超えた制御をしない？
			3	運転しようとする自動車に応じた運転免許を持っている	対象外	現状の運転免許を誰かが持つ必要はない。但し、自動運転システムが運転に必要な知識を持っている必要がある。 ドライバーにフォールバックするシステムの場合は、ドライバーは免許が必要。 所有者、運行を管理する者に自動走行の許認可の必要性は要件等。 緊急時などに遠隔操作する際は、遠隔操作をする人になんらかの免許が必要。	-	-	
			4	有効な自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書または責任共済証明書を自動車に備えている	所有者 運行を管理する者		-	-	
2	管理	① 車両の管理	日常点検	5	日常点検を行う	所有者、運行を管理する者、車両管理者(自動走行システムもサポート)	自動走行システムが自動走行に必要な機能については自動診断し、異常時はダイアグ表示、警報、機能の縮退などを実施する。 それ以外で必要な点検項目は、車両メーカーやシステムメーカーが所有者や運行を管理する者、車両管理者に提示して、日常点検は所有者や運行を管理する者、車両管理者が実施する。	○	警報や機能縮退時の提示方法などはなんらかの考え方が必要。
			6	車両の日常点検、整備、出発前の始業点検			-	-	
			7	車両の始業点検(運行前点検)。燃料、灯火器類、エンジンルーム内の異常ないことを確認。			-	-	
			8	始業点検項目 二輪だと『ネオンシャチュエブトバシメ』			-	-	
			9	各装置の作動確認(ETC、ADAS、アイドルストップ、走行モード)			-	-	
			10	HLビーム位置の確認			-	-	
			11	視認用カメラ作動の確認(RR、FRONT、SIDE)			-	-	
			12	スイッチ操作(灯火器、ワイパ)			-	-	
			13	定期点検を行う			-	-	
			14	車の異常把握(音、振動等)		同上 但し、走行中の異音や振動など搭乗者でないと気付かない項目については、どう対応するか？	-	-	
			15	発煙筒、赤ランプなどの非常信号用具、高速道路を通行するときは停止表示器材を備える	所有者 運行を管理する者	必要器材の設置は、所有者、運行を管理する者の役目と考えるが、非常時に誰がどう使うか(例えば搭乗者、無人運転している場合は自動運転車?)を考えた周辺車両への警報方法については議論必要。	-	発煙筒、停止表示板等現状の器材ではなく、新たな車載装置を考慮する場合はなんらかの関係あるかも。	
			16	連結車(トラクタートレーラー)の連結時、確実に連結されたことの確認。	所有者、運行を管理する者、車両管理者	連結されたことを検出する車両側のシステムでサポートすることは可能	-	-	
			17	高速道路を通行する場合は、車を点検し、積荷の状態を調べ、停止表示器材を用意し、無理のない運転計画を立て、道路や交通の状況を確認する <高速道路>	所有者、運行を管理する者、車両管理者(自動走行システムもサポート)	自動走行システムが自動走行に必要な機能については自動診断、異常時は警報などの処置をする。それ以外で必要な点検項目は、車両メーカーやシステムメーカーが所有者や運行を管理する者、車両管理者に提示して、日常点検は所有者や運行を管理する者、車両管理者が実施する。 注)「無理のない運転計画を立て、道路や交通の状況を確認する」については、別途「4. 運転計画」で検討する。	-	-	
② ドライバーの管理	18	ドライバーの体調に合わせた運転。	対象外	ドライバー不在のため	-	-			
	19	体調を整える	対象外	ドライバー不在のため	-	-			
	20	酒気を帯びた状態などで運転をしない	対象外	ドライバー不在のため	-	-			

区分1	区分2	区分3	通番	項目 (Lv.1.2)	小項目	システム(Lv.5)の場合誰、何がやるか?	考え方等	ASVで要検討	理念・考え方へ織り込む内容
3	運転準備	運行前点検	21	運行前点検の実施と法規を守る運転。		所有者、運行を管理する者、車両管理者(自動走行システムもサポート)	自動走行システムが自動走行に必要な機能については自動診断、異常時は警報などの処置をする。それ以外に必要な点検項目は、車両メーカーやシステムメーカーが所有者や運行を管理する者、車両管理者に提示して、日常点検は所有者や運行を管理する者、車両管理者が実施する。 注「法規を守る運転」については、別途「5. 運転中」で検討。	-	-
			22	座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしない		搭乗者、運行を管理する者	車両への乗り降り、手荷物の搭載は搭乗者の責任、商用車の場合、荷物の積載は運行を管理する者の責任	-	-
				23				定められた乗車定員や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしない	-
		24	運転者は、人が転落したり、荷物が転落、飛散したりしないようにドアを確実に閉め、ロープやシートを使って荷物を確実に積む		同上	走行中のドアロック機能やロック検出は車両側でもやるべき。	-	ドアロック、アンロックはなんらかの自動運転システムの監視が必要?	
			25	HMIの確認(メータ配色、明るさ、表示内容、HUD表示位置、NAVI音量)	対象外	ドライバー不在のため	-	-	
				26	外部視界の確保(室内ミラー合わせ、サイドミラー合わせ、各ウィンドウの洗浄、ワイパー状態、サングラス準備)	対象外	ドライバー不在のため	-	-
		27		直射日光避け(シェイド操作、サングラス着用等)	対象外	ドライバー不在のため	-	-	
		28		乗車姿勢のセット(ハンドル位置調整、シート位置調整)	対象外	ドライバー不在のため	-	-	
		29		ドライバーの体格に合わせたシート位置、ミラー調整等。	対象外	ドライバー不在のため	-	-	
		30		安全装置の有効化(シートベルト位置調整、ヘッドレスト位置調整)	対象外	ドライバー不在のため	-	-	
		乗員安全確保(ドライバー含む)の	31	シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させる	搭乗者	搭乗者にシートベルトが必要なことを通知するのは、運行を管理する者や所有者。	-	-	
			32	シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させる。特に、幼児を自動車で乗せるときは、その幼児に発育の程度に応じた形状のチャイルドシートを使用させる。	搭乗者	搭乗者にチャイルドシートが必要なことを通知するのは、運行を管理する者や所有者。	-	-	
		周囲の安全確認	33	駐車後、車両下部への子供の潜り込みが無い事の目視確認。	要検討	どこまで誰がやるか? やらないか? 分科会や有識者などへのヒヤリングも必要?			
			34	車に乗る前に、車の前後に人がいないか、車の下に子供がいないかを確かめる	要検討	どこまで誰がやるか? やらないか? 分科会や有識者などへのヒヤリングも必要?			
			35	発進前の車両周囲の安全確認。人や障害物がないことを確認する。	自動運転システム	運転主体が自動運転システムであるから	○	発進前の周辺確認?	
			36	方向指示器などによつて発進の合図をし、もう一度バックミラーなどで前後左右の安全を確かめてから発進する	自動運転システム	運転主体が自動運転システムであるから	○	発進前の周辺確認?	
			37	ドアを開けるときや、車から降りるときには、運転者は後方の安全を確認する。また、ドアをロックし、同乗者がドアを不用意に開けたりしないように注意する。	要検討	どこまで誰がやるか? やらないか? 分科会や有識者などへのヒヤリングも必要?			
		駐車方法	38	バックで発進することは危険なため、車庫などに入れるときは、あらかじめ発進しやすいようにバックで入れておく	自動運転システム	運転主体が自動運転システムであるからバックで入庫するかどうか、ポリシーを運行を管理する者や所有者が決められるシステムもあると考える。	○	特になし?	
		その他	39	旅客自動車の事業者は、ガソリン、灯油、塩酸などで危険な状態のものを持っている者を乗車させない <旅客自動車>	旅客自動車 所有者 運行を管理する者	自動運転車でない従来の旅客自動車と同様	-	-	

運転自動化レベル5の場合の自動運転システムの役割想定と
基本理念考え方に織込むべき内容

【運転前】

(1) 自動運転システムの役割

項目(まとめ)	自動運転システムがやること(まとめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り返す内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候補
自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておく	自動運転システムがやること(まとめ) 自動車の特性を織り込んだ自動運転システムの設計をする。	-	-	基本的なことなどで特記する必要なし	-	-
発進前の車両周囲の安全確認。人や障害物がいないことを確認する。	自動運転システムがやること(まとめ) 進行方向に人や障害物がいないことを確認する。	-	-	基本的なことなどで特記する必要なし	-	-
方向指示器などによって発進の合図を、もう一度ハックミラーなどで前後左右の安全を確認してから発進する。	自動運転システムがやること(まとめ) 発進時に方向指示器などで必要な合図を、前後左右の安全を確認してから発進する。	-	-	基本的なことなどで特記する必要なし	-	-

(1.5) 自動運転システムがどこまでやるべきか議論が必要なもの、人と分担すべきもの

項目(まとめ)	自動運転システムがやること(まとめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り返す内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候補
車検、定期点検、日常点検	自動運転システムがやること(まとめ) 自動走行に必要な機能については自動診断し、異常時はダイアグ表示、警報、機能の縮退などを実施する？	-	もしMustとするならダイアグ機能	自動運転システムが自動診断すること以外で必要な点検項目は、車両メーカーやシステムメーカーが所有者や運行を管理する者、車両管理者に提示して、点検は所有者や運行を管理する者、車両管理者などこれまでと同様に人が実施する。	自動でどこまで診断するか？	○
車の異常把握(音、振動等)	この機能は必要だが、必ずしも自動運転システムMustではない？	-	もしMustとするなら異常検知機能	点検する人が実施する？	音、振動などからの検出を自動でやる必要があるか？	○
シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させる	この機能は必要だが、必ずしも自動運転システムMustではない？	-	もしMustとするなら、シートベルトWarningなどの機能	搭乗者へのガイダンス程度でよい？	どこまで車両や自動運転システムのMust機能とするか？	○
発進まえに車の下部に人や障害物がいないことを確認する	この機能は必要だが、必ずしも自動運転システムMustではない？	-	もしMustとするなら検知機能	この役割を人にゆだねるものもあってもいいのでは。	どこまで車両や自動運転システムのMust機能とするか？	○
ドアを開けるとか、車から降りるときには、運転者は後方の安全を確認する。また、ドアをロックし、同乗者がドアを不用意に開けたら注意する。	この機能は必要だが、必ずしも自動運転システムMustではない？	-	もしMustとするなら必要機能(走行中ドアロックなど)	この役割を搭乗者にゆだねるものもあってもいいのでは。	どこまで車両や自動運転システムのMust機能とするか？	○
ハックで発進することは危険なため、車庫などに入れたときは、あらかじめ発進しやすいうようにハックを入れておく	安全に発進できる機能があれば特に不要では。	-	もしMustとするなら必要機能(???)	ケースバイケースで駐車の方法は異なるので、規定は不要では。	安全に発進できる機能があれば特に不要では。	○

【運転前】

(2) 自動運転システム以外の役割

項目(まとめ)	誰、何がやるか?の例	備考	今後のASVでの検討候補
保険加入や保険証書の車両への搭載 煙筒、赤ランプなどの非常信号用具、高速道路を通行するときには停止表示器材を備える 連結車(トラクタトレーラー)の連結時、確実に連結されたことの確認。	所有者、運行を管理する者など 所有者、運行を管理する者など 所有者、運行を管理する者など		- - -
高速道路を通行する場合は、車を点検し、積荷の状態を調べ、停止表示器材を用意し、無理のない運転計画を立て、道路や交通の状況を確認する 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしない 定められた乗車定員や積載の制限を超えて、人を乗せさせたり、物を積んだりしない 運転者は、人が転落したり、荷物が転落、飛散したりしないようにドアを確実に閉め、ロープやシートを使って荷物を確実に積む シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させる。特に、幼児を自動車に乗せるときは、その幼児に発育の程度に応じた形状のチャイルドシートを使用させる。	所有者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など 搭乗者、運行を管理する者など		- - - - - - -
旅客自動車の事業者は、ガソリン、灯油、塩酸などで危険な状態のものを持っている者を乗車させない	搭乗者、運行を管理する者など		-

(3) 対象外

項目(まとめ)	備考	今後のASVでの検討候補
運転しようとする自動車に応じた運転免許証を持っている		-
ドライバーの体調に合わせた運転。 体調を整える 酒気を帯びた状態などで運転をしない HMIの確認(メーター配色、明るさ、表示内容、HUD表示位置、NAVI音量) 外部視界の確保(室内ミラー合わせ、サイドミラー合わせ、各ウィンドウの洗浄、ワiper状態、サンングラス準備) 直射日光避け(シェイド操作、サンングラス着用等) 乗車姿勢のセット(ハンドル位置調整、シート位置調整) ドライバーの体格に合わせたシート位置、ミラー調整 安全装置の有効化(シートベルト位置調整、ヘッドレスト位置調整)		- - - - - - - - - -

【運転計画時】

(1) 自動運転システムの役割

項目(まとめ)	自動運転システムがやること(まとめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り込む内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候 補
自分の運転技能と車の性能に合った運転計画を立てる	自動運転システムがやること(まとめ) 車の性能に合った運転計画を立てる。	-	-	法路遵守の経路選択はシステム責任。運行管理者や搭乗者要求によるアレンジはサービスの範疇だが、その場合でも法規遵守はシステム責任。		○
次の分岐・合流・流出の選択(権限、首都高(高速等))	自動運転システムがやること(まとめ) 次の分岐・合流・流出の選択(権限、首都高(高速等))	-	-	法路遵守の経路選択はシステム責任。運行管理者や搭乗者要求によるアレンジはサービスの範疇だが、その場合でも法規遵守はシステム責任。		○

(1.5) 自動運転システムがどこまでやるべきか議論が必要なもの、人と分担すべきもの

項目(まとめ)	自動運転システムがやること(まとめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り込む内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候 補
ドライバーの走りやすい(慣れた)道路を走る。(初めての道では、道路情報等の認識が大変)	自動運転システムがやること(まとめ) ドライバーの走りやすい(慣れた)道路を走る。(初めての道では、道路情報等の認識が大変)	-	-	自動運転システムもしくは運行管理者が安全確認(災害、規制)を確認した上でルート設定するべき。	特になし	○
目的地までの経路の安全確認(災害、規制)	自動運転システムがやること(まとめ) 目的地までの経路の安全確認(災害、規制)	-	-	自動運転システムもしくは運行管理者が安全確認(災害、規制)を確認した上でルート設定するべき。	特になし	○
ラウンドアバウトの把握	自動運転システムがやること(まとめ) ラウンドアバウトの把握	-	-	走行開始前において、自動運転システムもしくは運行管理者が走行経路の管理、安全性の確認をする必要がある。	特になし	○
目的地までの経路を決め、危険箇所を認識する	自動運転システムがやること(まとめ) 目的地までの経路を決め、危険箇所を認識する	-	-	走行開始前において、自動運転システムもしくは運行管理者が走行経路の管理、安全性の確認をする必要がある。	特になし	○
走行ルートに沿って、交通法規・暗黙のルールを守って運転を計画する	自動運転システムがやること(まとめ) 走行ルートに沿って、交通法規・暗黙のルールを守って運転を計画する	交通法規の遵守	遵守すべき法規の規定	暗黙のルールについて言及するの必要がある。		○
チェーン規制の認識	自動運転システムがやること(まとめ) チェーン規制の認識	-	対処方法の記述	法規制のうち、自動運転システムが検知しづらいものについて、いかに取り扱うか、(取り扱わないか)の議論が必要		○
渋滞情報の把握	自動運転システムがやること(まとめ) 渋滞情報の把握	-	-	法路遵守の経路選択はシステム責任。運行管理者や搭乗者要求によるアレンジはサービスの範疇だが、その場合でも法規遵守はシステム責任。		○

(2) 自動運転システム以外の役割

項目(まとめ)	誰、何がやるか?の例	備考	今後のASVでの検討候補
大型車の場合、車面の高さ、幅、長さ、危険物搭載等による事前の走行ルート確認。	所有者、運行管理者など	大型車の場合、従来の車両でも運行管理者が実施。	-

(3) 対象外
なし

【運転中】

(1) 自動運転システムの役割

項目(まとも)	自動運転システムがやること(まとも)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り込む内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候補
交通法規を遵守する。	交通法規を遵守して走行する。	交通法規の遵守	具体的な交通法規を守る要件 ある	法規を厳密に守ると、かえって危険な状態になったり、走れなかつたり、交通流を乱したりする恐れがある場合がある	危険状態を避ける、交通流を乱さない目的とのバランス	○
周辺車両や人、障害物を認識して、安全に走行する。	周辺の認識と危険回避、安全走行	周辺環境、交通参加者を認識して安全に走行	具体的な監視や走行要件		性能限界をどこにおくか？/ 性能限界以上はどの規定さ れるべきか？	○
前方車両を追い抜くために安全確認した上で対向車線へのほみだしや路側帯へのほみ出し走行。	周辺の認識と危険回避、安全走行	周辺環境、交通参加者を認識して安全に走行	-			
周囲の交通参加者に脅威にならないようスムーズに運転操作を行う	スムーズな走行	-	-	基本的なことなので特記は不要では		-
同乗者、乗客の安全を配慮した運転	同乗者、乗客にショックなどを与えないよ うなスムーズな運転	-	-	基本的なことなので特記は不要では		-

【運転中】

(1. 5) 自動運転システムがどこまでやってくれるべきか議論が必要なもの、人七分担すべきもの

項目(まとめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り返す内容 (基本設計書、配座事項、ライトサイン等)	備考	課題	今後のASV での検討候補
同乗者を含めたシートベルトの着用。	自動運転システムがやることが(まとめ) この機能は必要だが、必ずしも自動運転システムMustではない？	もしMustとするならその機能(ex.シートベルト着用)	搭乗者の役割でよいのでは？	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
やむを得ない場合のほかに、駐車や停車をしない	-	やむを得ない場合の定義	事前に地図情報などで確認しておき、目視確認のような機能を不要にする。	緊急時対応システム(EDSS等)との関係。やむを得ない場合とは？	○
大型車の場合、トンネル侵入前に制限高さの目視確認。	-	-	システムだけでは認識困難な場合も想定される。インフラと相反する指示の場合、警察官の指示を無視する懸念あり。	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
警察官などの指示に従う	警察官などの指示に従う？	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
隣切を通しようにするとき、その直前で一時停止をし、窓を開けるなどして自分の目と目で左右の安全を確かめる。	画像や音での安全確認？	もしMustとするならその機能	運行前の準備は、運行管理者の責任。	-	-
雷道や乗り付いた道は、タイヤすべり止め装置を着けるか、雪路用タイヤを着けたうえで、速度を十分落し、車間距離を十分取って運転する	要否の判断: システム? 所有者. 運行管理者? 装着作業: 所有者. 運行管理者	もしMustとするならその機能	途中で走行不能になった場合はシステム(サービス)停止	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
2台以上前の車の状況(ブレーキランプ点灯、渋滞末尾の認識等)	2台以上前の車の状況の把握	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
緊急車両回避	緊急車両の走行を妨げないように進路変更や停車を行う	もしMustとするならその機能	現状技術では、緊急車両の検出が難しい？	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
歩行者、身体の不自由な人、こども、高齢者、初心運転者を保護する	左記対象者に対して、さらに安全な走行？	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
見通し悪い交差点等の通過時に車線右寄り走行、路駐車、自転車、人等から距離を取り車線右寄り走行(場合により区画線オーバー)	左記状況を検出して、車線右寄り(場合により区画線オーバー)	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
赤一青 信号変化直後の信号無視車両等の監視、予測	信号無視車両等も検出し危険回避	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
周囲環境の音をドライバが確認しながら運転。	音も検出し危険判断	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
ブラインドスポットの目視確認	ブラインドスポットも検出	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
歩行者の飛び出し予測(ボールが転がった後に子供、等、教習所で教育ある例を車頭)、ブラインドからの歩行者予測(停車したバスの速い脱走時等)	周辺環境から歩行者の飛び出しを予測	もしMustとするならその機能	「周辺の認識と危険回避、安全走行」に含まれる。個別課題としての議論は不要。	-	-
ローカルルールの把握(後方車両が止まりそうにないときは、黄信号でもとまらない。片側二車線でも走行車線からいきなりリターン)	ローカルルールを把握して遵守する。	もしMustとするならその機能	ローカルルールの明確化が困難。	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
交通流を円滑に維持するための行動(駐車車両の追い越しのために車線をまたぐ等を含む)、高速道路の合流レーンでのオーバーパスモード等	交通流を乱さない。	もしMustとするならその機能	法相遵守が基本であるが、円滑な走行を維持するためには違反を許容するか/許容するかどうかという場合/どこまでか、など議論すべき	法相遵守と交通流確保矛盾をどう考えるか	○
他の交通参加者とのアイコンタクトやバッシングによる意思疎通、ゆずり合い。	他の交通参加者と意思伝達、譲り合いなどのコミュニケーションを行う。	もしMustとするならその機能	自動運転車と他の道路使用者・非自動運転車との情報伝達・合意形成について、必要性も含めて検討すべき	自動運転車と他の道路使用者・非自動運転車との情報伝達・合意形成方法	○

(2) 自動運転システム以外の役割

項目(まとめ)	備考	今後のASVでの検討候補
-	-	-

(3) 対象外

項目(まとめ)	備考	今後のASVでの検討候補
飲酒運転の禁止	-	-
運転に集中する(電話に出ない、SNSしない)	-	-

【緊急時】

(1) 自動運転システムの役割

項目(主とめ)	自動運転システムがやること(主とめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り込む内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候補
事故発生時は、事故の発生を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所(路肩、空地など)に車を止め、エンジンを切る。	自動運転システムがやること(主とめ) 事故発生を検出したら安全な場所に車を止めエンジンを切る。	-	具体的な機能	一般車面の運転者の行動※と同様であることが望ましい。技術的に困難。Mustとする必要はないの？	課題	○

(1.5) 自動運転システムがどこまでやるべきか議論が必要なもの、人と分担すべきもの

項目(主とめ)	自動運転システムがやること(主とめ)	理念や安全技術の考え方に 入れる内容	その他へ折り込む内容 (基本設計書、配慮事項、ガイドライン等)	備考	課題	今後のASV での検討候補
警備員や一般人の誘導によるに従った走行(時に交通ルールとの矛盾もあり)	自動運転システムがやること(主とめ) 警備員や一般人の誘導にも従う？	-	もしMustとするならその機能	一般車面の運転者の行動※と同様であることが望ましいが、警察官等の指示内容を検出することが車側だけでは技術的に困難。	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
事故時の通報連絡し、指示を受ける。 (場所、負傷者数や負傷の程度、物の損壊の程度、搭載物など)	事故発生を通報する？	-	もしMustとするならその機能	e-Callなど通報は可能、詳細情報伝達は技術的に困難	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
交通事故や、故障で困っている人を昇たら、連絡や救援に当たるなど、お互いに協力しあう	何ができるか??	-	もしMustとするならその機能	対応が技術的に困難。対応mustではないの？	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
警察官や交通巡視員の手番号や灯火による指示	警察官や交通巡視員の指示に従う？	-	もしMustとするならその機能	一般車面の運転者の行動※と同様であることが望ましいが、警察官等の指示内容を検出することが車側だけでは技術的に困難。	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
相手車両が手番号で合図 旧車で制動灯と方向指示器が赤色灯火の車両	相手車両の行動意図を感知して走行できるだけ安全な場所への選定と搭乗者への配置ガイドランス	-	もしMustとするならその機能	mustではないの？	相手車両のウインカーやストップランプ、手番号をどこまで検定すべきか？	○
故障、トラブル時の対応(踏切上、ぬかるみやむをます道路上で駐車する際の停止表示機材の設置)必ず非常点検表示灯の点灯	必要な緊急回避を行なう	-	もしMustとするならその機能	搭乗者は、すみやかに安全な場所に選定して通報	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
危険回避後の二次的な危険に対して対応する。対向車と正面衝突のおそれが生じたときは、警告器とブレーキを同時に使い、できる限り左側に寄る。衝突の寸前まであきらめないで、少しでもブレーキとハンドルでかわすようにする。もし道路外が危険な場所でないときは、道路外に出ること自体は問題ない。	安全な場所に停車する	-	もしMustとするならその機能	搭乗者へのガイドランスも必要	自動運転システムがどこまでやるべきか？	○
災害などときは、状況に応じた所定の措置を取る 周りの歩行者や車、沿道に住んでいる人たちに 対して迷惑をかけないように思いやりやりの気持ちをもって通行する。	無茶な走行をしない? 特になし?	-	もしMustとするならその機能	搭乗者へのガイドランスも必要? 一般車面の運転者の行動※と同様であることが望ましい。	自動運転システムがどこまでやるべきか?	○
トロッコ問題を検討に含めるか	?	-	もしMustとするならその機能	法的な課題を検討する研究会に判断していただく		-

(2) 自動運転システム以外の役割

項目(主とめ)	誰、何がやるか?の例	備考	今後のASVでの検討候補
事故時の、応急処置(処置)や負傷者の応急処置、安全な場所への移動などの保護、遺留品の保管など	搭乗者	搭乗者へのガイドランスは必要?	-
車から物を降けたり、周りの人の通行の妨害や迷惑になることをしなす	搭乗者	-	-

(3) 対象外

項目(主とめ)	備考	今後のASVでの検討候補
下り坂などでブレーキが効かなくなつたときは、手早く減速エンジンブレーキを、ハンドブレーキを引く。それでも停止しないときは、山側のみにぞり車輪を凍らしたり、ガードレールに車体をすり寄せたり、道路わきの砂利などに突っ込んだりして止める	機能限界範囲内で運用	-